

JCM 一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

HOME

[施工管理技士
技士会連合会\(JCM\)](#)
[継続学習
\(CPDS\)](#)
[監理講習
セミナー・検定](#)
[技術論文・工事写真
マンスリーレポート](#)
[図書販売
土木マーケット](#)
[情報共有システム
\(JCM-ASP\)](#)
[その他の活動](#)
[B
B](#)

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会の監理技術者講習 受講案内 【大臣登録番号 5】

1. 講習地・実施日 [別ページ](#) インターネット申込はこちら
 2. 受講料 9,800円 (テキスト代・講習修了証交付手数料、消費税含む。)
 インターネット申込の場合は 受講料 9,500円

(一社)全国土木施工管理技士会連合会は、建設業法の改正とともない、平成16年度より国土交通大臣の登録講習実施機関として「監理技術者講習」を実施します。

平成16年7月30日付 国土交通大臣から登録証交付 (国土交通大臣登録番号第5号)

★建設業法改正のポイント

- ① 国、地方公共団体等が発注する公共工事の監理技術者となる方は、あらかじめ国土交通大臣の登録を受けた実施機関が行う「監理技術者講習」を受けることが義務付けられました。(建設業法第26条第4項・平成16年3月1日以降) この講習を受講すると「監理技術者講習修了証」が交付されます
- ② 平成16年3月1日以降は、「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」は別々に交付されました。
平成28年6月1日以降は、「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の2枚の証明書を1枚に統合するようになりました。
- ③ 大臣登録した実施機関の講習であれば、受講料、講習地、実施日等を比較して、自由に講習を選択することができます。

〔 監理技術者講習の受講申込から講習修了証の交付まで 〕

- ① 受講申込書の作成 (講習案内に印刷されている受講申込書用紙を使用又は、当会ホームページからプリントアウトしたもの)
- ② 受講申込書類の送付 (受講申込書・顔写真貼付・受講料払込票)
- ③ 受講料の受領 (実施日の約10日前までに現住所に送付)
- ④ 講習の受講 (講義と修了試験)
- ⑤ 講習修了証 (シール) の交付

3. 受講対象者

公共工事の監理技術者になる方 (建設工事の種類は問いません) 【注】監理技術者資格を有していない方は、監理技術者講習を受講しても監理技術者にはなれません
 ご注意ください。⇒「[監理技術者講習と監理技術者資格](#)」を参照

4. 講習時間割 講習は1日間、次表の標準時間割で行います。

時 間	講 習 内 容
8:50~9:00	講習についての注意事項
9:00~10:20	建設工事に関する法律制度 (総論・法令)
10:20~10:30	休 憩 (10分)
10:30~11:50	建設工事の施工管理 (施工計画・原価管理・工程管理)
11:50~12:45	昼 休 憩 (55分)
12:45~14:00	建設工事の施工管理 (品質管理・安全衛生管理)
14:00~14:10	休 憩 (10分)
14:10~16:00	建設工事に関する最近の技術動向等 (環境管理・最近の動向) (途中 10分休憩)
16:00~16:05	休 憩 (5分)
16:05~16:30	修了試験 (25分) ※修了試験後、講習修了証交付

5. 受講申込受付 【 監理技術者講習に関するプライバシーポリシー 】

(1) 受講申込みは、随時受け付けます。ただし、実施日まで10日未満となった場合は受講料の送付が間に合わないことがありますので、必ず申込の発送前に当連合会に電話でご連絡ください。(連合会TEL. 03-3262-7423)

(2) 申込み前に必ず、講習地・実施日・会場を当連合会のホームページで確認し、受講を希望する講習地と実施日をご記入ください。(複数の実がある講習地については、受講希望日を選択してご記入ください。)

(3) 講習地・実施日で定員に達した会場は表示しますので、申込み前にご確認ください。ご希望の実施日の会場が定員に達した場合は、受講できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。日程変更等主催者側の理由により受講できない場合、また他の実施機関の講習に変更される場合(実の3週間前までに電話連絡が必要)は、受講料、提出書類を返却します。

6. 受講申込に必要な書類 【 受講申込書のプリントアウトはこちら 】

受講申込書は、講習案内に印刷されている「書式」用紙、又は、当連合会のホームページからプリントアウトして使用して下さい。受講申込案内等を手を希望される方は、当連合会にお問い合わせ下さい。

(1) 受講申込書は、講習案内に印刷されている「書式」用紙を切り取ってお使いください。(用紙が足りない場合はコピーでも可。ホームページもプリントアウトできます。)

(2) カラー顔写真を貼った写真票 : 写真サイズ縦3.0cm×横2.4cmの6か月以内に撮影した証明用の写真で、無帽・正面向き・無背景・身体三分身(胸から上)が写っているもの。不鮮明なもの、色のついた眼鏡着用のは不可。受講日の6か月以内に撮影されたもの。

(3) 受講料の払込票兼受領証のコピー : 郵便局に備え付けてある払込取扱票を使用し、受講料 **9,800円** を払い込み、その払込票兼受領証を、封書裏面に貼付してください。

◆指定の郵便振替口座 : 00140-4-260223 ◆加入者名 : 全国土木技士会 (左記の略称を記入してください。)

(4) 申込用封筒の表に「**監理技術者講習申込書**」と記入のうえ送付してください。

7. 受講申込書類の提出

申込用封筒に上記6の(1)から(3)の書類を入れ、当連合会あてに郵送してください。

8. 受講票の送付

受講票は、通常、実施日の10日前までに送付します。実施日の5日前になっても受講票が未着の場合は、必ず当連合会に電話でお問い合わせください

◆送付先: 〒102-0076 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル1F (一社)全国土木施工管理技士会連合会 監理技術者講習センター

9. 講習当日に持参するもの

- (1) 受講票 (席は受講番号で指定されます。インターネット申込の方はメール送信されます。)
- (2) 筆記用具 【注】テキストは、講習会場で配布します。

10. 修了試験と監理技術者講習修了証の交付

- (1) 全講義の終了後に修了試験を行います。この試験は、講義の理解度を把握するために行うもので、試験結果を講習の修了条件とするものではありません。
- (2) 修了試験の後、講習会場において監理技術者講習修了証(シール)を交付します。
- (3) 監理技術者講習修了証の有効期間は5年間です。

11. 実施日・講習地または住所等の変更について 【変更届のプリントアウトはこちら】

- (1) 実施日または講習地を変更される方は、「変更届」に必要事項をご記入のうえ原則として、実施日の10日前までにFAXで当連合会に送信してください。
- (2) 申込書提出後に、住所、氏名、本籍が変更になった方は、「変更届」に必要事項をご記入のうえ、FAXで当連合会に送信してください。

12. 講習の辞退について 【講習辞退届のプリントアウトはこちら】

- (1) 講習の受講を辞退される方は、「辞退届」に必要事項をご記入のうえ必ず受講予定の実施日の前日までに当連合会に届くようお送りください。
- (2) 実施日の前に「辞退届」を提出していただいた方には、後日、受講料(返金手数料を差し引かせていただきます)と提出書類を返却いたしますが講習を無断で欠席した場合辞退届の到着が講習終了後になった場合は、受講料と提出書類は返却いたしません。

13. 監理技術者講習修了証の再交付について 【修了証再交付申請用紙のプリントアウトはこちら】

- (1) 監理技術者講習修了証を紛失、破損、汚損した場合、または交付後に氏名、本籍を変更した場合は、申請により再交付(郵送料が有料)いたします。
- (2) 対象者は、当連合会が実施した監理技術者講習の受講者に限ります。

14. 監理技術者講習と監理技術者資格

(1) 監理技術者講習について 建設業法第26条第4項により、国、地方公共団体、政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事に専ら配置される監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けていて、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者でなければならないこと定められています。これは、国民の税金を使用する公共工事の適正な施工の確保を図る観点から、その工事の専任の監理技術者には、施工技術、施工等について高度な理解や最新の動向に関する知識が求められているためです。このため、大臣の登録を受けた監理技術者講習においては、監理技術者で従事するうえで必要な事項として、①建設工事に関する法律制度 ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理 ③建事に関する最新の材料、資機材および施工方法 について講習を行います。

(2) 監理技術者資格について 監理技術者になるためには、建設業法第15条第二号に定められた1級国家資格等の取得または所定の実務経験等、1の資格要件を満たしていることが必要です。(国家資格などの種類は業種毎に指定されています。詳しくは当連合会にお問い合わせ下さい。)

指定建設業[7業種]の監理技術者資格 [土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園]	指定建設業以外[22業種]の監理技術者資格
	1級国家資格、所定の実務経験者等で次の①または②のいずれかに該当する方
1級国家資格等で、次のイからロのいずれかに該当する方	①左欄の1級国家資格等(ただし、二を除く)
イ. 建設業法による1級技術検定の合格者	②次のイからへのいずれかに該当し、かつ所定の請負代金以上の元請工事において2年以上の指導監督的役割を有する方 (下記実務経験年数と重複可)
ロ. 建築士法による1級建築士免許を受けた者	イ. 大学・短大・高専(5年制)の指定学科履修者で卒業後3年以上の実務経験を有する方
ハ. 技術士法による第二次試験の合格者	ロ. 高校の指定学科履修者で、卒業後5年以上の実務経験を有する方
ニ. 国土交通大臣認定者	ハ. 建設業法による2級技術検定の合格者
	ニ. 職業能力開発促進法による1級技能検定合格者
	ホ. 職業能力開発促進法による2級技能検定合格者で、合格後1年以上の実務経験を有する方
	ヘ. 上記以外で、10年以上の実務経験を有する方

15. 資格者証と講習修了証について

建設業法の改正により、平成16年3月1日から「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」が別々に交付された。平成28年6月1日以降は、「監理資格者証」と「監理技術者講習修了証」の2枚の証明書を1枚に統合するように省令改正が行われました。この省令改正に伴い、これまで修了証に記載された項目は、「講習を修了した旨を記載したラベル」となり、当該ラベルを資格者証の裏面に貼り付けることによって、資格者証1枚で講習修了履歴も確認出来るようになりました。

【注】講習会場では、「監理技術者資格者証」の交付申請の受付は行いません。資格者証の交付は、最寄りの(一財)建設業技術者センター都道府県支部(郵送または持参)してください。また、(一財)建設業技術者センターのホームページ (<http://www.cezaidan.or.jp/>) からインターネット申請もでき、資格者証に関するお問い合わせは、技術者センター本部または各支部へお願いします。(技術者センター本部Tel. 03-3514-4711)

監理技術者講習についてよくある質問 (Q & A)**Q 1. 「監理技術者資格者証」の交付を受けるためにはどのような条件が必要ですか？**

建設業法第15条第二号に定められている監理技術者の資格要件（1級国家資格の取得や所定の実務経験を有する等）を満たしてさえいれば（一財）建設業センターに申請することで随時、交付されます。

Q 2. 監理技術者講習の受講はどのような場合に必要ですか？

公共工事の監理技術者となる方は、発注者の受講確認に対応できるよう、現場に配置される前に講習を受講しておく必要があります。

Q 3. 監理技術者講習の登録実施機関が複数ありますが、どの講習を受ければよいですか？

国土交通大臣に登録した実施機関の講習であれば、どの講習を受講しても監理技術者講習修了証が交付されます。講習地、実施日、受講料などを比較して、自ずることができます。

Q 4. 監理技術者講習の有効期間は何年間ですか？

5年間ですが、厳密には「公共工事の監理技術者として選任されている期間中 のいずれの日においても、その日の前5年以内に行われた監理技術者講習をいなければならない」と定義されています。つまり、講習については、監理技術者として現場に配置されている期間からさかのぼって 5年以内の講習をくることが必要です。今後は、資格者証の有効期間5年間とずれることが起り得るため、講習の有効期間チェックを忘れないでください。

Q 5. 監理技術者講習を受講すれば監理技術者になれますか？

1級国家資格等の監理技術者としての資格要件がなければ、講習を受けても監理技術者にはなれません。

Q 6. 講習会場で資格者証の交付申請はできますか？

監理技術者講習の会場での資格者証交付申請はできません。資格者証の交付は、最寄りの(一財)建設業技術センター都道府県支部に申請してください。（技術者センター本部TEL. 03-3514-4711）

Q 7. 受講申込案内・申込書類はどこで配布していますか？

当連合会主催講習の受講申込案内・申込書類については、当連合会事務局（東京）および開催地の土木施工管理技士会 などへ電話等でお問い合わせください。ホームページにも受講申込案内を掲載するほか、ホームページからプリントアウトした 用紙や他の方の持っている用紙のコピーでも使用できます。

Q 8. 講習の申込期限はありますか？

申込みは、講習日の8日前まで、随時受け付けておりますので、講習地・実施日をご確認のうえ、早めに申し込んでください。この期間を過ぎた場合は、合会に電話で連絡してください。（連合会TEL. 03-3262-7423）

Q 9. 受講票が届かない場合、また受講票を紛失した場合はどうしたらよいですか？

受講票は、実施日の10日前迄に送付いたします。実施日の5日前になっても受講票が届かない場合、また受講票を紛失した場合は、再発行等の措置をとって、必ず当連合会に電話で連絡してください（連合会TEL. 03-3262-7423）

Q 10. 受講票が届きましたが実施日・講習地を変更したい場合はどのようにしたらよいですか？

変更届をプリントアウトし、必要事項をご記入のうえ原則として、実施日の10日前までにFAXで当連合会（FAX. 03-3262-7426）に送ってください。

Q 11. 監理技術者講習を辞退したいのですがどのようにしたらよいですか？

辞退届をプリントアウトし、必要事項を記入のうえ（受講申込書類の送付前の場合は、受講料の払込票を貼付した状態で）、実施日の前日までに当連合会よう 郵送してください。なお、講習当日および講習終了後の辞退は受け付けませんので、ご注意ください。（連合会FAX. 03-3262-7426）

Q 12. 辞退した場合、受講料はどのように返金されますか？

返金は、手数料1000円を差し引き、銀行振込で返金いたします。なお、辞退届を受理した後、返金されるまでには、事務手続き上、2週間程度の時間がかかりますので、ご了承ください。

★「CPDS（継続的専門能力啓発システム）」の学習履歴登録について当連合会では、受講者の希望により、監理技術者講習の受講をCPDSの学習履歴で登録（有料）しています。詳細は、ホームページのCPDSを参照してください。なお、この制度は法律に基づくものではなく、当連合会の自主的制御（他の機関が実施した監理技術者講習も登録の対象となります。）

Pagetop